

社会福祉法人志木市社会福祉協議会ソーシャルメディア運用方針

社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の事業に関する情報や志木市内を中心とした地域福祉活動の取り組み、大規模災害時による被災地支援情報などを迅速に提供することを目的として、Facebook、X、Instagram、YouTube、LINE 及び TikTok を運用します。

Facebook、X、Instagram、YouTube、LINE 及び TikTok ページ（以下、「本ページ」という。）を適正に運用し、閲覧者の誤解や混乱を防ぐために次のとおり運用方針を定めます。

1 運用ページ

ページ名：社会福祉法人志木市社会福祉協議会

ページURL：

Facebook <https://www.facebook.com/shikisyakyo>

X <https://twitter.com/shikisyakyo>

Instagram <https://www.instagram.com/shikisyakyo/>

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UCSosuzaUTQ2VljJGtpbbJRg>

LINE <https://lin.ee/LUUKuuh>

TikTok <https://www.tiktok.com/@shikisyakyo>

2 掲載内容

- (1) 本会の事業に関するもの
- (2) 本会の地域福祉活動に関するもの
- (3) 被災地支援に関するもの
- (4) そのほか本会が適切だと判断するもの

3 管理・運用

- (1) 運用管理者 志木市社会福祉協議会事務局長
- (2) 発信者 志木市社会福祉協議会職員

4 発信時間

原則として本会の執務時間内（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）において不定期に投稿します。ただし、この時間帯以外にも必要に応じて投稿・編集・削除する場合があります。

5 コメント等への対応

- (1) 閲覧者からのコメント等への対応については、義務付けされているものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 掲載内容についてのお問い合わせは、電話・FAX 等で受け付けます。

6 注意事項

閲覧者とのより良い関係を維持するため、以下のような行為はご遠慮ください。閲覧者の行為が以下のいずれかに該当する場合は、コメントの削除、アカウントのブロックや削除をする場合がございます。

- (1) 個人情報をも本人の承諾なく特定、開示、漏洩するもの
- (2) 本会または第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷したりするもの
- (3) 本会または第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- (4) 特定の個人・団体の利益に資するもの、またそのための広告や宣伝を目的とするもの
- (5) 虚偽、事実と異なる内容、単なる噂や噂を助長させるもの
- (6) 法令や公序良俗に反するもの
- (7) 政治・宗教活動等を目的としているもの
- (8) Meta 社、X 社、Google 社、LINE 社及び TikTok が定める規定に反するもの
- (9) その他本会が不適切であると判断するもの

7 免責事項

- (1) 本会は、本ページにおける情報の正確性、完全性等を保障する義務を負うものではありません。
- (2) 本会は、閲覧者が本ページを利用したこと、または利用できなかったことによって生じるいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (3) 本会は、閲覧者により投稿されたコンテンツ（コメント、写真、動画等）について、一切責任を負いません。
- (4) 本会は、本ページに関連して閲覧者間または閲覧者と第三者間でトラブル・紛争等が発生した場合においても、一切責任を負いません。
- (5) 閲覧者により投稿されたコンテンツについては、投稿されたことをもって全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を承諾したものとします。
- (6) 本会は Facebook、X、Instagram、YouTube、LINE 及び TikTok の利用方法、技術的な質問、システム状況などに関しては一切回答できません。
- (7) この運用方針は、予告なく変更する場合があります。

8 その他

その他この運用方針の実施について必要な事項は、志木市社会福祉協議会が別に定めます。

附 則

この運用方針は、平成 31 年 1 月 1 日から施行します。

附 則

この運用方針は、令和 4 年 2 月 1 日から施行します。

附 則

この運用方針は、令和４年４月１日から施行します。

附 則

この運用方針は、令和５年１０月１日から施行します。

附 則

この運用方針は、令和６年６月１日から施行します。

附 則

この運用方針は、令和７年４月１日から施行します。